

静岡県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

静岡県監査委員 青木 清 高
静岡県監査委員 城 塚 浩
静岡県監査委員 和 田 篤 夫
静岡県監査委員 曳 田 卓

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津財務事務所	令和元年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生 3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
【措置の内容】 当事務所では、毎月、所内の課長以上の職員で構成する課長会議を開催し、管内の交通事故の特徴や交通安全での注意喚起を掲載した「交通安全だより」を作成し配布しています。この中では、時節に応じた交通安全のポイントなどを通じて職員の関心を高める工夫をこらし、会議後には、各課長を通じて、所属職員全員に内容を周知し、交通安全意識の浸透を図っています。 また、職員の交通安全意識を高めるため、以下の取組を継続して実施しました。 ① 公用車事故発生時対応マニュアルを配布し、常時、交通安全を意識するよう配慮しました。 ② 東部出納室等が主催する講習会に職員が積極的に参加するよう呼び掛け、安全運転の知識を得るとともに、交通安全意識が所属内に定着するよう努めました。 ア 沼津土木事務所主催の交通安全研修では参加者間でのグループ意見交換により交通安全への意識を深めました。 イ 交通安全講習会（沼津警察署警察官による講話）へ全職員が参加し、改めて交通安全に向けて決意を新たにしました。 ウ シミュレーターを利用した交通安全研修会へ参加し、安全運転を実践するための基礎を学びました。 エ 運転実技研修には、新規採用職員など運転初心者を中心に参加し、庁舎周辺における運転で気を配る必要のある箇所などを具体的に学びました。 ③ 管内の事故多発箇所図を職員の目につき易い場所に掲示し、注意を呼び掛けています。	

- ④ 公用車運転で出張する時は課長や班長から運転する職員へ交通安全の声掛けをしています。
- ⑤ 運転免許を持つ職員全員がチャレンジラリー150へ参加し、期間中の無事故・無違反に向けて職場全体で取り組みました。
- ⑥ SDO上の交通安全研修メニューを利用した研修の受講を呼び掛け、各々の職員の都合の合う時間を活用して交通安全知識を習得できるよう配慮しました。
- ⑦ 平成30年度に公用車事故が発生した際には、DVD教材を利用した研修を小グループ単位で実施し、交通安全について意見交換をして、注意喚起を図りました。
- ⑧ 定期的に次長から職員に向けてメールで交通安全を呼び掛けて注意喚起を図っています。

以上の取組により、令和元年度（平成31年度）以降は職員による交通加害事故は発生していませんが、今後も公務中及び通勤途上での交通事故発生根絶に向けて、所属職員全員が交通安全を心掛け、事故防止に万全を期すよう様々な取組を継続して実施します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田財務事務所	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員の交通事故防止のため、所内連絡会や職員会議での安全運転の注意喚起、携帯用公用車交通事故発生時対応マニュアルの配布、セーフティーチャレンジラリーへの全職員参加、総合庁舎交通安全講習会への若手職員参加、交通安全啓発資料の掲示や県安全運転管理協会の「安全運転管理しずおか」の供覧などの取組をしてきました。</p> <p>事故が発生した場合は、発生直後に全職員に対して具体的な事故防止策を示して注意喚起を行い、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう訓示しました。</p> <p>しかしながら、3年連続で交通加害事故が発生したため、次のとおり更なる交通安全の意識向上に向けて取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時期を決めて運転振り返りチェック票で各々自身の運転についてチェックを行いました。 ・ 次長から各職員に直接「携帯用公用車交通事故発生時対応マニュアル」を手渡しました。 ・ 時節に応じた全職員あて交通安全の啓発メールを発信しています。 ・ 職員の目に付きやすいところに交通安全標語を掲示しました。 <p>今後も交通事故ゼロを目指して職員の意識高揚を図り、交通事故防止対策の強化に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松財務事務所	令和元年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 トレーニング設備の不適切な管理 3 内 容 浜松総合庁舎内のトレーニングルームにおいて、浜松財務事務所が管理するトレーニング機器を職員が使用中に、機器の転倒により負傷した。	
【措置の内容】 本件発生後、直ちに転倒等の可能性があるトレーニング機器の使用を禁止しました。 その後、トレーニングルームの管理方針を検討するため、各トレーニング機器の危険度や修理が必要な箇所等について事業者による点検を実施しました。 今後、点検結果を踏まえ、危険性が高い機器や老朽化が進み修理不能な機器等を撤去します。また、継続して使用する機器にあっては、使用上の注意喚起を徹底するとともに、年1度の点検を実施してその都度使用の是非を判断していきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部農林事務所	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における工事関係者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度から令和元年度に実施した建設工事において、工事関係者事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 令和元年10月から、二カ月に一回程度実施していた工事安全パトロールを毎月一回実施しています。また、令和元年11月7日には、工事担当者を集め、当該工事事故事例の説明をするとともに、静岡労働基準監督署の職員を講師に招き、事故防止に関する研修を行い、職員の工事安全施工に対する意識の向上を図りました。</p> <p>② 今後の事故防止対策としては、工事安全パトロールを継続して実施し、受注者に事故防止のための注意を喚起します。また、12月6日以降に発注する工事には、当所工事安全施工委員会で検討・作成した「工事安全管理に関する特記仕様書」を付け、現場に合わせたハザードマップを作製・掲示することにより、工事関係者全員に危険個所を認識してもらい、事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部農林事務所	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が3件、工事等関係者事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>西部農林事務所では、工事現場のパトロールや工事安全講習会などにより、工事受注者に対し安全管理意識の徹底を図ってきました。</p> <p>平成30年度、第三者事故は、管理設工事等の掘削作業中に既設水道管を破損したものが2件、車両による物損事故が1件あり、いずれも、不注意が原因であります。工事等関係者事故は、立木の伐採作業に係るものが2件、落石によるものが1件あり、作業員や現場代理人の安全管理意識が不十分だったことによるものと考えられます。</p> <p>事故後、直ちに当所が所管する工事受注者を対象に、事務所担当監督員より文書、口頭で注意喚起を行いました。また、管理設工事等は対策として試掘数を増やすよう指示し、工事関係者事故の対策は当所発注工事の現場代理人を対象に事故現場等で安全講習会を開催し、安全確保に向けた意識の徹底を図りました。</p> <p>さらに、令和元年度は、労働基準署・建設業協会との合同工事安全パトロールを3回、工事検査監による抜き打ちの建設工事安全パトロールを7回と、例年以上に実施回数を増やし指導を強化しております。</p> <p>今後は、現場に合致したきめ細かい対策を講じるとともに、従来以上に、工事着手前にKY活動、新規入場者教育の強化を徹底するよう業者を指導し、工事事故の未然防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	

【措置の内容】

① 今回の交通違反(著しい速度超過)を起こした職員に対して、所長から厳重に注意しました。さらに他の交通事故や交通違反が発生の都度、所長から交通事故や交通違反を起こした職員に対し厳重に注意しています。また、所内「交通安全会管理委員会」を通じて全職員に交通事故や交通違反の詳細を説明し、注意喚起を行ってきたところです。今回の交通違反は公務外の休日に発生したものです。同様の措置を講じ、職員に対し、再発防止の注意喚起を再び行いました。

② 当事務所では毎月、所内「交通安全会管理委員会」にて交通事故や交通違反防止のための情報を共有するとともに、次のとおり、さまざまな機会を通じて職員の交通安全意識の徹底を図っています。

- ・ 所内交通安全標語コンクールの実施
- ・ 始業時にコンクールで投票の多かった交通安全標語優秀作品の唱和及び所内への掲示
- ・ 「交通事故発生時の対応手順」の全職員への配付
- ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験を交通安全マップにシール貼付
- ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験や危険予測をまとめ、管内警察署へ情報提供
- ・ 浜松総合庁舎及び北遠総合庁舎安全運転管理者主催の交通安全講習会への参加(臨時職員・非常勤職員を含む)
- ・ セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」への全職員の参加
- ・ 経済産業部内で発生した交通事故の内容と注意事項のメール送信による注意喚起
- ・ 知事部局及び教育委員会で懲戒処分となった交通事故や交通違反についてメール送信による注意喚起

今後も交通事故再発防止のため、これらの取組を継続し、さらに職員の交通安全意識を高めるとともに、安全運転を徹底します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度から令和元年度に実施した建設工事等において、第三者事故（人身及び物損）が9件、工事関係者事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に工事事務所事故防止行動計画の実施、安全パトロール、安全講習会、事故情報資料や事故防止パンフレットの提供等により受注者に対する指導を行ってきました。</p> <p>しかしながら、平成30年度から令和元年度にかけて建設工事等事故が12件発生したことから、さらなる事故防止に向けて、令和2年1月7日に次のとおり、各団体において、今後の事故防止対策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員会（所内の課長級以上等が委員） 事故発生状況と安全パトロールの実績について確認を行い、原則複数の職員による月1回の安全パトロールの徹底について確認しました。 ・ 沼津及び三島建設業協会 沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員会代表者と沼津及び三島建設業協会安全委員会代表者による意見交換会を開催し、「ハザードマップの見える化（どこがあぶないか、何をしてはいけないか、何に気を付けなければならないかの明示等）」と「ハザードマップをKY（危険予知）活動に利用する等事故防止につながる活用方法を周知する」ことを確認しました。 <p>今後は、新たな事故防止対策についても建設業協会と連携し、効果的な事故防止対策の検討を継続的に行いながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に引き続き努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が6件発生していた。</p>	

【措置の内容】

当該交通加害事故の発生後、直ちに、所長に報告し、事故を起こした職員及び同乗者がいる場合は同乗者も含め厳重に注意するとともに、課長・支所長会議において、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。

6件の交通加害事故は、狭い場所を通過するときや出庫するとき、また、駐車や転回等の後退時に起きた事故であり、運転者の不注意や確認不足が事故の原因でした。

これまで、職員の交通安全意識や運転技術の向上を目的として、東部総合庁舎で開催する交通安全研修会や安全運転実技講習会の積極的な受講、セーフティチャレンジ150への全職員参加、交通安全スローガンや交通事故ゼロボードの掲示、全職員による交通安全宣言などの取組や、例月の課長・支所長会議での具体事例を交えた注意喚起、職員あての各種メールに交通安全に関する一文を付け加え交通事故防止を呼び掛ける取組を実施してきたところですが、それに加え、令和元年11月に交通安全のノウハウを持つ保険会社から講師の派遣を受け、事務所職員を対象とした独自の安全運転講習会を開催し、人間の視覚の限界を理解した上での事故防止に向けた方策について情報共有を図りました。

今後も、常日頃から繰り返し職員の交通安全に対する意識啓発を図ることで、すべての職員の交通安全意識の持続に努め、交通加害事故防止に一層取り組みます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事において、第三者事故（人身及び物損）が2件、工事関係者事故が1件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、事故発生後速やかに委員会を開催し原因分析と再発防止措置の検討を行い、事務所全職員や全受注者に結果を共有しています。また、全受注者への安全対策徹底の文書通知、事故事例集の随時提供、月2回の予告無しの安全パトロールなどを実施し工事事故防止に努めてきました。</p> <p>さらに、交通基盤部全体の取組として、平成30年8月に策定した「工事事故防止行動計画」に基づき、事故防止P D C Aサイクルにより対策を講じましたが、結果として、平成30年度は3件の工事事故が発生してしまいました。</p> <p>そのため、昨年度から始めた事故対策リストとマップを使った取組については、担当監督員だけでなく、主任・総括監督員など複数体制での確認を徹底し、リストの想定リスク漏れの補足、マップの適切な掲示・更新を確認するとともに、現場代理人がリストとマップを活用し、日々のKY活動や新規入場者教育により、作業員の主体的な安全行動を周知・教育するよう、発注者として指導するなど、より高い実効性が得られるよう安全対策P D C Aに取り組んでいます。</p> <p>さらなる事故防止対策として令和元年7月に、当所所長から工事の受注者に対して、工事事故撲滅に向けた取組を受発注者一体となって進めていくことを文書により通知しました。</p> <p>また、関係者との意見交換会を3回開催し、これまで発生した工事事故の分析結果の共有、今後の工事事故撲滅に向け受発注者が連携して進める必要性など、認識の再確認を行いました。この工事事故分析結果を踏まえ、小規模工事受注事業者や下請け事業者、技能労働者に対する安全管理の徹底について、協会等と連携して対策を進めます。</p> <p>今後契約件数の増加に伴い、工事事故が増加することが予想されるため、これらの取組を引き続き進めるとともに、更に所内職員及び工事関係者に建設現場の安全対策研修会等を積極的に受講させ、事故撲滅に向けた意識の徹底に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
金谷高等学校	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 特殊勤務手当の不正受給</p> <p>3 内 容 金谷高等学校の教諭は、平成30年 4 月から 6 月の間、実際には指導に当たっていない時間帯の実績を特殊勤務実績簿に記載し、不正に特殊勤務手当44,700円を受給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年 4 月から平成30年 6 月の特殊勤務実績について、当該教諭の理解不足により、本来記入すべき生徒の指導をした時間ではなく、部活動に関連する事務処理を行った時間を記入していたことが分かりました。特殊勤務手当の支給要件としては該当しない内容であったため、平成30年 7 月25日に特殊勤務実績簿の修正を行うとともに、今後は指導に当たった時間分のみ報告するように注意しました。不正に受給した特殊勤務手当44,700円については平成30年 8 月の給料で返納しました。</p> <p>防止策として、週休日等に試合が行われる場合は開催通知と復命を確認し、同じ部活動の教諭等が複数いる場合は実績の内容や時間帯を見比べ、疑義等の生じる場合は確認をして正しい手当が支給されるように努めております。</p> <p>また、平成31年 4 月23日に行われた職員会議の冒頭で校長が「練習等の場において生徒を指導した時間を特殊勤務実績簿で報告すること」と注意喚起をしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井商業高等学校	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の紛失（同一年度連続発生）</p> <p>3 内 容 袋井商業高等学校の教諭は、平成31年4月、既に卒業した生徒を含む最大426人分の成績基礎データ等の個人情報を許可なく保存した私物のU S Bメモリーを学校内で紛失した。</p> <p>さらに、同年9月にも他の非常勤講師が、担当する2学級64人分の課題テスト成績及び検定結果を許可なく保存した私物のU S Bメモリーを学校内で紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 今回の件は当該職員の個人情報取扱いに関する意識及び知識が希薄であったことに起因することから、紛失した職員に対しては、校長から厳重に注意するとともに、個人情報の適切な取扱いについてあらためて指導を行いました。</p> <p>2 全校生徒に対し、校長から状況を説明し、謝罪しました。また全保護者に宛て文書にて状況説明と謝罪を伝えました。</p> <p>3 2度目の紛失直後の令和元年9月に校内に再発防止検討委員会を新たに組織し、再発防止策の検討、取組を行っています。</p> <p>(1) 個人所有U S Bメモリー使用の完全撤廃 学校所有のU S Bメモリーについて貸出規定を整備し、校内で使用する場合も管理職の決裁を受け、使用することを徹底しています。</p> <p>(2) 県教育委員会教育政策課情報化推進室職員による研修の実施 令和元年10月7日（月）情報資産の分類等についての研修を実施しました。当日受講できなかった職員にも録画による研修を行い、非常勤を含む全職員の知識及び意識の向上に努めました。</p> <p>(3) 職員室机等の施錠徹底 職員の机、個人情報を含む媒体を保管する書庫等の鍵を再確認、整備し、施錠の徹底を行っています。</p> <p>4 継続的注意喚起の実施 職員会議、朝の打合せ等機会のある度に管理職から呼びかけを行っています。今後も全職員が高い意識を持続し、事故防止につながるよう取り組んでまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士特別支援学校	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が5件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>校長から、該当職員へ厳重注意と指導を行いました。</p> <p>事故の分析をしたところ、事故を起こした職員の年齢は20代から30代で、採用から3年までの職員としての経験の浅い者がほとんどでした。また、5件のうち通勤途上が4件でした。</p> <p>この内容を踏まえ、職員に対し以下の対策を講じています。</p> <p>1 職員への注意喚起と意識改革</p> <p>(1) 交通事故発生の翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事故の概況説明をし、事故防止の注意喚起をしました。</p> <p>(2) 令和元年7月には、通勤経路や学校周辺の危険個所の確認や安全運転のコツなどをグループで話し合う研修を行いました。出された意見を職員室に掲示して共通理解を図りました。</p> <p>(3) 令和元年8月には、150日間の自動車運転の無事故・無違反を目指す「チャレンジラリー150」に全職員が参加しました。また、交通事故が何日起きていないかを示す無事故メーターを設置し、事故防止の意識啓発を行っています。</p> <p>(4) 令和元年12月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して自己分析を行いました。その上で安全運転自己目標を立て、机上に掲示して意識の向上を図っています。</p> <p>(5) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）の配信があった都度、朝の打ち合わせ等で副校長から受講を指導しました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>(1) 令和2年度の職員会議でも、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。また、関係機関から提供される交通安全に関する情報を学校掲示板等を利用してタイムリーに伝えていきます。</p> <p>(2) 交通事故の分析結果を踏まえ、採用3年目までの職員を対象にした交通安全研修を実施し、安全運転への意識向上を図ります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡北特別支援学校	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故については、発生の都度、職員本人に対し、事故の原因と、発生を防ぐためにはどのような行動をとるべきであったかを考えることにより、再発防止に強い意志をもって努めることを喚起するとともに、法令遵守と安全運転を徹底するよう指導してきました。また、全職員に対しても、交通安全推進委員会を中心に、交通安全の徹底と交通事故の防止対策強化に努めています。</p> <p>1 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を、教職員全員必ず受講し、常に周りの状況を把握することや危険を想定することなど運転技術の向上に努めています。</p> <p>2 毎週実施する全体朝会において、県内で起こっている交通事故や交通事犯の事例を教職員に提示し、交通安全対策の徹底を図っています。</p> <p>3 公用車で出張する教職員には、運転者の健康管理推進のための体調確認とともに、各学部主事が中心となって安全運転への声かけを実施しています。</p> <p>4 退勤時には輪番制で、教育公務員であることや運転時の注意点について全体に放送を流し、お互いに安全運転の意識と技術の向上に努めています。</p> <p>5 県内ラジオ局の事業で行われている「安全運転チャレンジラリー150」にグループ毎参加し、「事故を起こさない、起こさせない運転」に心がけるよう、お互いに声を掛け合っています。</p> <p>6 長距離出張者には、公共交通機関の利用を促しています。</p> <p>7 自分が日頃気をつけている運転技術や右左折の注意点などを交通標語にして「メッセージボード」に記入し、交通安全に必要な知識や技能をお互いに伝え合うようにしています。</p> <p>8 N E S 掲示板や校内掲示板を活用し、交通安全運動や安全運転のポイントなどの話題を積極的に取り上げるようにしています。</p> <p>9 「コンプライアンス通信」を掲示板で掲載し、交通事故防止に役立てています。</p> <p>10 今後、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置することにより、全職員に交通事故を起こさないということを強く意識付けることとしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松特別支援学校	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件については、職員の安全運転に対する意識が低いことによる注意不足が要因と考えられ、当該職員に厳重注意し、全職員に対して次の内容を実施し、再発防止に向けて取り組んでいます。</p> <p>1 職員で組織する交通安全促進会の臨時総会を開催し、その中で本校における交通事犯の状況と事例を報告し、職員に注意喚起を促しています。</p> <p>2 企画会や運営委員会で交通事故の未然防止について指示を伝え、各学部において普段から職員の交通安全への意識を高める指導を行うように指示しています。</p> <p>3 次の事項を記載した「交通安全5則」を校内に掲示するとともに毎月初め全職員打合せで唱和しています。</p> <p>① 飲酒運転は絶対しない。</p> <p>② 安全速度は必ず守る。</p> <p>③ カーブの手前ではスピードを落とす。</p> <p>④ 交差点では、必ず安全確認する。</p> <p>⑤ 「一時停止」では確実に止まる。</p> <p>4 毎月初め交通事故・違反防止に向けた「自動車運転者の安全運転チェックシート」を個々に配布し、翌月に実施状況を管理職に報告させて事故防止に対する職員の意識向上に取り組んでいます。</p> <p>5 交通事故が何日起きていないかを表す「交通事故メーター」を正面玄関の目につく箇所に掲示し、全職員が無事故の意識を継続できるようにしています。</p> <p>6 事故削減プログラム「eーラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）が県から配信された都度、管理職等から全職員に校内掲示板で100%実施に向け周知しています。</p> <p>7 学校正門付近の道路わきに啓発用の「交通安全のぼり旗」を毎日掲げ、安全運転への理解啓発を行っています。</p> <p>8 令和2年度も引き続き「チャレンジラリー150」（民間企業の企画事業）に多くの教職員がエントリーし、150日間の無事故・無違反に向けて取り組んでまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津警察署	令和元年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 拾得物の不適切な保管</p> <p>3 内 容 平成30年7月、拾得物として保管していた定期券1枚を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <p>1 紛失の原因</p> <p>拾得物の取扱い件数が多く、会計課の担当者複数人で拾得物を取り扱っていた際、担当者間での引継ぎが行われていなかった等保管管理が徹底できていませんでした。</p> <p>2 措置結果</p> <p>平成31年2月、遺失者との示談に基づき、定期券を遺失者へ返還可能であった時点での有効期間に基づく時価額により弁償しました。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>(1) 拾得物の適正な取扱い及び速やかな保管の徹底</p> <p>会計課において拾得物を取り扱う際は、担当者間での確実な引継ぎ及び遺失者調査等の処理中における専用ケースでの保管による紛失防止を図るとともに、速やかに拾得物を定められた保管場所に収納することを徹底しました。</p> <p>(2) 執務室及び拾得物保管倉庫の整理整頓</p> <p>会計課執務室及び拾得物保管倉庫を整理整頓するとともに、棚からの拾得物の落下防止等収納方法を見直しました。</p> <p>(3) 幹部職員による業務管理の徹底</p> <p>幹部職員による積極的な声掛けにより、拾得物の処理中における管理や速やかな保管等を徹底させ、再発防止に努めています。</p> <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部会計課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月、総務部長通達を発出し、警察署における拾得物の取扱いについて、取扱い時の責任の明確化、紛失防止の観点に立った環境整備及び速やかな保管、並びに幹部職員による業務指導の徹底により、適正な保管、管理を徹底するよう指示しました。 警察本部会計課が行う拾得物件出納検査において、総務部長通達で指示した措置に対する各警察署の取組状況について検証しています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益社団法人 静岡県農業振興公社	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 事業報告及び決算の理事会承認漏れ</p> <p>3 内 容 平成30年度の事業報告及び決算（計算書類等）が、定款で定められている理事会の承認を得ていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、事業報告及び決算（計算書類等）について、定款で理事会の承認を得るものと定められていることを把握しておらず、総会の議決のみで承認されたと誤認していたものです。</p> <p>平成30年度の事業報告及び決算（計算書類等）について、令和2年3月までに理事会で承認を得ることとします。</p> <p>定款を確認の上、理事会の承認が必要なものについて、チェックリストを作成し、事前に確認を行い、漏れのないようにします。なお、チェックリストは農業ビジネス課と共有します。</p>	